

損害賠償の額の決定について

国保松戸市立病院における医療事故について和解するに当たり、これに対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

平成25年12月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- 1 事 件 の 概 要 平成20年6月18日、国保松戸市立病院における人工血管置換術の際、体内にガーゼを遺残したことが、平成25年5月13日、他病院の受診時に判明し、同月27日、同病院で摘出手術をしたこと及びその後の療養について損害賠償を求めるもの
- 2 損 害 賠 償 額 1,597,040 円

提 案 理 由

相手方との交渉の結果、当事者双方の意見が一致したため。